

三重県 新しい公共支援事業 基本方針（案）

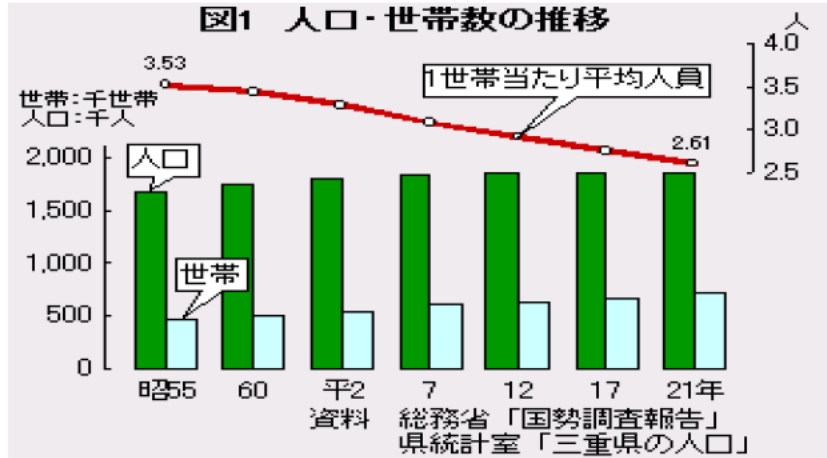
都道府県担当部局	生活・文化部 男女共同参画・NPO室 NPOグループ
----------	----------------------------

1. 都道府県内の新しい公共の活動の現状等

(1) 人口、年齢構成、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織等について

◎人口

平成 21 年 10 月 1 日現在の総人口は 186 万 2,575 人(男 90 万 6,958 人 女 95 万 5,617 人)で、前年に比べ 7,094 人(0.38%)減少。また、年齢 3 区分別にみると、年少人口 (15 歳未満) が総人口に占める割合は 13.8%、生産年齢人口 (15~64 歳) 割合は 62.3%、老年人口 (65 歳以上) 割合は 23.7%。



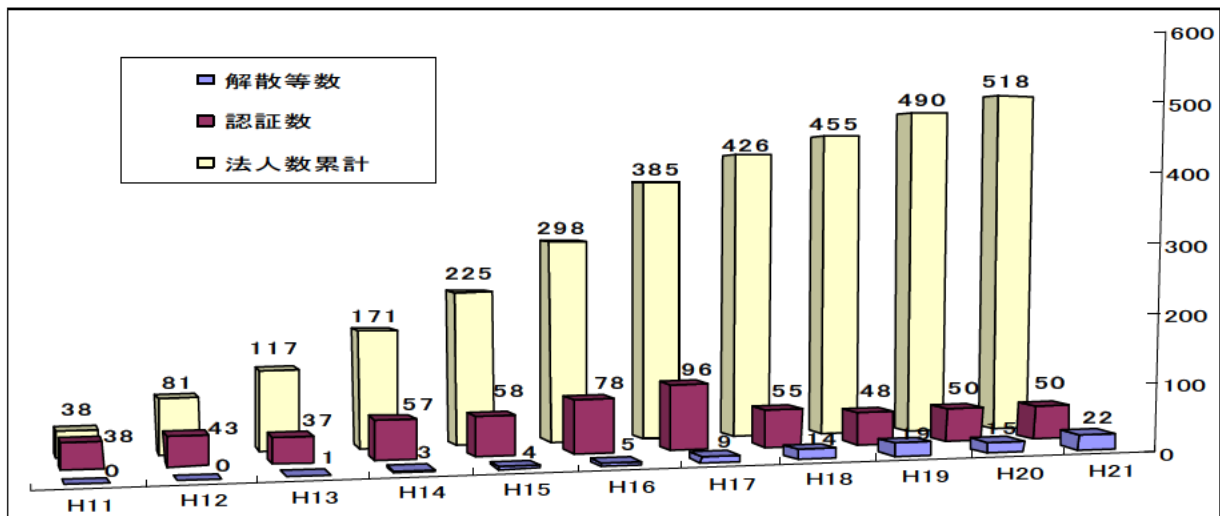
三重県の人口推移

	1990年	2000年	2010年	2020年	2030年
計 (千人)	1,791	1,855	1,854 3%	1,779	1,665 ▲11%
0~14歳	330	283	249 ▲25%	199	171 ▲32%
15歳~64歳(A) (生産人口)	1,218	1,222	1,156 ▲6%	1,051	961 ▲17%
65歳~ (B) [高齢者率]	243 [13.5%]	350 [18.8%]	449 [24.2%] +84%	529 [29.7%]	533 [32.0%] +18%
A÷B	5.0人	3.49人	2.57人	1.98人	1.80人

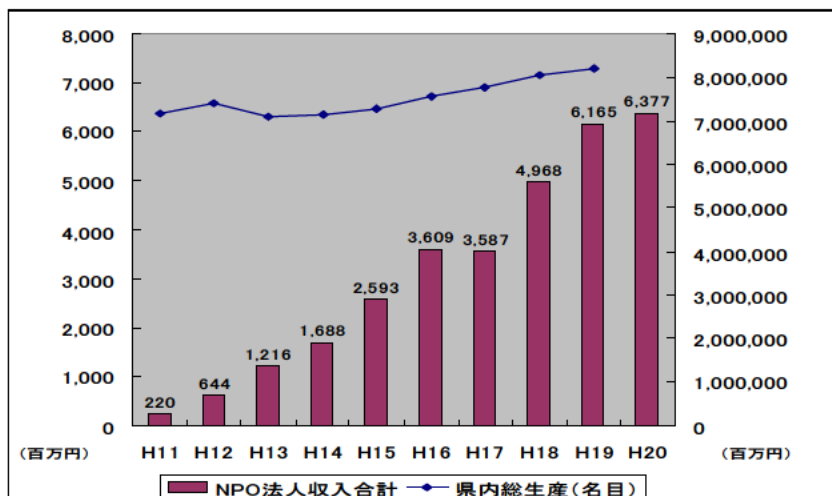
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」

◎特定非営利活動法人の状況

特定非営利活動法人数の推移



◎県内特定非営利活動法人収入規模



◎公益法人の状況

知事部局所管 204 法人 教育委員会所管 77 法人

◎社会福祉法人の状況

県内の社会福祉法人 298 法人

◎学校法人の状況

学校法人 58 法人 準学校法人 17 法人

※可能であれば、定性的な将来の展望、過去のデータ（グラフの提示等）も掲載してください。

(2) 新しい公共の活動の現状認識

・三重県では、平成10年に延べ1,500人の県民参画のもと、「みえパートナーシップ宣言」を発表し、全国に先駆けて“住民と行政との協働”についての理念を明確に打ち出すとともに、県の総合計画「三重のくにつくり宣言」に基づき、多様な主体との協働による生活創造圏づくりを進めてきた。

・平成16年からスタートした総合計画「県民しあわせプラン」では、基本理念である「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」を県民とともに実現していくため、「県民が主役の県政」、「県民との協働により創造する県政」、「県民と共に感性を磨く県政」の3つの基本姿勢と、「地域主権社会」の実現の必要性を明確に揚げ、多様な主体で公を担う「新しい時代の公」をベースとして、県政を展開してきた。

・「新しい時代の公」を推進するにあたり、その主要な担い手であるNPOが活発に活動できる環境を整備するため、みえ県民交流センターにおいて、NPOの多様な活動や交流、情報の受発信や地域のNPO支援機能の向上をはかってきた。平成16年度から現在まで、三重県のNPO法人数は3倍以上に増加し（171法人→555法人）、市町及び県が設置する市民活動センター数も3倍に増加した。（4センター→12センター）

・平成21年から、地域の多様な主体が、地域の特色ある自然や歴史、文化などを活用した地域づくりを進める「美し国おこし・三重」に取り組み、取組の趣旨に沿った活動を行う団体（パートナーグループ）を支援するため、団体のニーズに応じて専門家派遣などを実施している。

・東日本大震災の復興支援におけるNPO・ボランティアへの期待の高まりや、NPO法改正および新寄付税制など、NPO等を取り巻く社会環境が大きく動いている。

2. 「新しい公共」の活動を推進する上での課題

- ・ NPO法人の財政規模を見ると、収入規模500万円以下のNPO法人が半数を占めるなど、資金の確保に苦勞している団体が多く、活動基盤が脆弱である。
- ・ 社会の多様なニーズに応える主体として、NPO等に対する期待は高まっているが、県民や企業等のNPO等の活動に対する理解は十分に進んでいない。
- ・ NPO等が地域づくりの担い手として、また社会サービスや雇用の場の提供者としての役割を果たしていくために、NPO等が多様な財源を確保するとともに、県民の参画を促進することが必要となる。
- ・ NPO等に関する情報の受発信の充実や広域的な支援機能の向上をはかる必要がある。
- ・ NPO等と行政、NPO等と企業等の連携・協働による、社会課題解決に向けた取組をより一層推進していく基盤を整備する必要がある。
- ・ 行政職員のNPO等との連携・協働の必要性に対する意識は高まっているが、実際に連携・協働を経験したことがある職員は少なく、理解も十分に進んでいない。
- ・ NPO法改正および新寄付税制などの制度改正の機会をとらえ、新しい公共を支える人材、資金、情報等の資源のあり方やNPO等、行政、企業など各主体に求められる役割等について、検討する必要がある。

3. 「新しい公共」の活動を推進するための取り組み方針

(1) 新しい公共支援事業(2年間)の取り組み方針

三重県では、NPO等が社会の多様なニーズに応える「新しい公共」担い手として、自立した活動ができる環境整備等を進める取組を重点的に実施する。

- ・ NPO等が活発に活動できる基盤を強化するため、NPO等の多様な活動や交流、情報の受発信の充実をはかる。
- ・ 県民や企業等がNPO等への認知を深めて、新しい公共を支える資源循環が活発化することにより、NPO等の自立した活動を推進する。
- ・ NPO等と企業等が、互いの活動を理解・情報交換する場づくり、CSR等について学習する機会を設けるなど、NPOと企業等との連携・協働を推進する。
- ・ NPO等が行政に対して、互いの強みを活かした、社会課題の解決に必要な取組を提案する機会を設け、NPO等の発案による連携・協働事業の実施をするなど、NPO等と行政の連携・協働を推進し、行政職員のNPO等に対する意識改革につなげるとともに、「新しい公共」に対する理解を高める。
- ・ 「新しい公共」を長期的な視点により、かつ戦略的に進めていくための取組の方向性について、県民参画により検討し、長期ビジョンを策定する。

(2) 将来の展望(事業実施による波及効果)

1) 新しい公共の場づくり、市民の参加

NPO等と企業の連携・協働が活発となり、企業等がNPO等の支援者・協力者ではなく、一緒に社会課題を解決するパートナーとして活動する場面が増加する。
行政とNPO等との協働がさらに活発となり、NPO等が「公」の担い手として活動する場面が広がっている。

2) 寄附文化の発展

NPO等の活動が県民・企業等に身近なものとなり、また、NPO等に対する寄附の仕組みが充実することにより、「民が民を支える社会」が定着する。

3) 担い手の自立的活動の発展

NPO等が、活動内容に応じた多様な財源(会費、寄附、事業収益、補助、助成、委託等)により、行政による財政支援に過度に依存することなく、自立・持続した組織運営が展開できるようになる。

4) NPO等の情報開示

NPO等が団体の基本情報だけでなく、財政情報や組織・事業等に関する多面的な情報の公

開をおこなうことにより、社会のNPO等活動に対する認識が高まり、社会から信頼されるNPO等が増加する。

5) 融資利用の円滑化

金融機関等のNPO等の活動に対する認識が高まるとともに、NPO等の融資等に対する知識が高まることで、円滑な融資利用がおこなわれている。

(3) 実施要領第5の7の(1)の成果目標

評価項目 (計算方法等も簡単に説明)		成果目標
1		
2		
3		
4		
5		

※ 評価項目はいくつ設定していただいても構いません。

※ 交付申請時は空欄でも結構です。